

第六号の二書式（第二十条の三関係）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

三重県知事 へ  
三重県指定事務所登録機関  
一般社団法人 三重県建築士事務所協会 会長 へ

年 月 日（和暦）

（ ） 建築士事務所 三重県知事登録第 号

名 称

所在地

電 話

番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

印

法人又は個人の区別	報告期間（和暦）
法人 ・ 個人	年 月 日 ～ 年 月 日

〔記入注意〕

- 1 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。
- 2 建築士事務所の開設者が法人である場合には法人実印（登記印）を押印すること。
- 3 報告期間には当該報告を行う決算年度（個人事務所の場合は原則1月1日から12月31日まで）を記載すること。

【作成担当者】

氏 名 :
T E L :
F A X :



(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日 ※建築講習の受講年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれの直近のものを受けた年月日 ※構造・設備一級建築士定期講習の受講年月日
計					一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士		名 名 名 名 名



